

減價償却に於ける利子の問題

馬場, 克三

<https://doi.org/10.15017/4151164>

出版情報：経済學研究. 8 (2), pp.1-36, 1938-12-15. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

減價償却に於ける利子の問題

馬場克三

目次

はしがき

一 減債基金法と年金法

二 二つの論争をめぐつて

(1) Passow 對 Schiff (2) Löwenstein の見解

(3) Leake の所説 (4) 三邊教授對太田教授

三要約

はしがき

固定資本の年々の消耗額を費用として計上することが減價償却の目的であることは疑ひのないところであるが、その年々の消耗額は流動資本の場合の如くには直接的に把握することを許さない。勿論、數

減價償却に於ける利子の問題

第八卷 一五一 第二號 一

個の計算期間に亘るところの消耗額の總計は與へられてゐるのであるが、これを各年度に如何に配分するかは、多かれ少なかれ、計理的操作に俟たなければならぬ。最も單純には、固定資本價值をその耐用年數にて除することによつて年々の償却額が決定されうる。そして我々は減價償却の理論的考察に際しては、かゝる單純なる方法を前提することが出来る。かゝる方法は周知の如く定額法又は直線法と云はれる。然し、事業の種類によつては固定資本利用の強度の變化が著しくその消耗度に影響するが如きものがある。かゝる場合には作業時間又は出來高比例法が用ひられる。また投下資本を可能的急速に回收しようとする要求や、後年度に於ける修繕費の増大乃至は能率の低下の顧慮は初年度により多くを償却する遞減法又は定率法を採らしめる。これに反し、全固定設備の利用が後年度に至つて初めて最適量に到達するやうな場合、例へば鐵道業の如きでは遞増的償却法が用ひられうる。次に、償却の進行と共に生ずる償却基金の形成（反面から云へば固定資本に拘束された貨幣資本の減少）とそれが齎らす利子計算への影響を顧慮するとき、そこに特殊な償却法、即ち、減債基金法及び年金法の考案が生まれる。そのほか、取替法、總收益比例法、再評價法等の償却方法があることは周知の通りである。

これら諸方法の批判は根本的には、その方法がどの程度まで減價償却の本質に照合してゐるか、と云ふ點に歸せられねばならないが、他面、それらの方法が現實に行はれてゐる技術上の理由や經營政策的意圖をも考慮しなくてはならないであらう。本稿に於ては、上述の諸方法のうち、特に利子計算を伴ふ

ものについて若干の考察を加へようと思ふ。蓋し、爾餘の方法は比較的、簡明であり、それらに對する學者の見解も多く一致を見てゐるが、利子計算を伴ふものにあつては複雑な視點が介在して居り、學者の意見にも相違が残されてゐるからである。

一 減價基金法と年金法

複利計算を減價償却に應用するものに減價基金法と年金法とがある。

減價基金法 (Sinking Fund Method) は固定資本の耐用年限中、毎期一定額の減價償却費を費用として計上するのであるが、この操作によつて固定資本から遊離される貨幣資本はこれを經營の内部に流入せしめず、獨立の基金として經營外に放資するものである。もしくは、かゝる構想の上に立つところのものである。勿論、この基金は何らかの方法で利殖され、その利子は再びこの基金に繰入れられる。而して、かゝる基金の元利合計が固定資本耐用年限の終期に於て丁度、固定資本投下額を回收せしめるに充分であるやうに計算されるのである。いま、固定資本の投下額を一、〇〇〇圓とし、耐用年限一〇年、廢殘價格一〇圓とすれば償却必要額は九九〇圓であるから、定額法又は直線法に従へば毎年九九圓を償却すべきである。然るに減價基金法では償却額とその複利の合計が九九〇圓に等しければよいのであるから、減價償却額は定額法よりも利子額だけ少額で足ることとなる。勿論、定額法の場合に於ても回收

された貨幣は經營内部に於て利用せられ、相應額の餘分の収益を齎らしてゐる筈であるが、定額法では、その収益を分離して減償償却に拘らしめることをしないでだけなのである。

いま、右に示した數字を前提として減償基金法の計算例を示すと次の如くである。¹⁾ なほ利子率は5%である。

減 償 基 金 法

年度	償却費	利子収入	基金増加額 (正味償却額)	基金累計
1	78.71	0	78.71	78.71
2	78.71	3.93	82.64	161.35
3	78.71	8.06	86.77	248.12
4	78.71	12.40	91.11	339.23
5	78.71	16.96	95.67	434.90
6	78.71	21.74	100.45	535.35
7	78.71	26.77	105.48	640.83
8	78.71	32.04	110.75	751.58
9	78.71	37.58	116.29	867.87
10	78.71	43.42	122.13	990.00
	787.10	202.90	990.00	

$$\text{償却費} = \frac{(1,000 - 10) \times 5\%}{(1 + 5\%)^{10} - 1} = 78.71$$

1) 太田哲三、會計學概論、昭和7年、p. 211.

この計算例が示すやうに、年々の償却費は七八・七一圓であつて、直線法によるよりも二〇・二九圓だけ尠ない。そして、この不足分は年々の回収部分の複利運用によつて得られる利子がこれを充すことゝなつてゐる。然し、その利子収入は、回収部分が未だ少額である初年度に於ては少額であり、償却の進むにつれ年々、これが増加することゝなる。そのため七八・七一圓と年々の利子収入を加へた正味償却額は年々増大することゝなり、損益計算にとつて一種の遞増的負擔を課することゝなる。然し、論者の言に従ふと、成程、正味償却額は遞増するが然し、それと並行的に損益計算に於ても利子収入が遞増するのであるから、結局に於て各年度の損益計算の負擔は却つて公平となるのだとされる。要するに、減債基金法は貨幣資本の遊離を重要視した計算方法である。

年金法 (Annuity Method) はこれに反し、貨幣資本の遊離は全くこれを無視し、逆に固定資本に拘束されてゐる残高が幾何であるかを重要視するものである。即ち、この方法に於ては固定資本の取得價格を以て年金現價と同一視し、毎年の減價償却費はこの年金元本から支拂はれるところの年金と考へるのである。かくの如く年金の原理がそのまま適用される結果、この方法は次のやうな構造を持つこととなる。即ち、年金なるものは最初に投下された元金の各年度に於ける残高を運用利殖しつゝ、その元利中から毎年一定額を支拂ひ、最後に元利合計を支拂ひつくす、と云ふ機構であるから、減債基金法の場合と異つて、この場合、利子が見積られるのは各年度に於ける元本残高に對してである。これを減價償却

の場合に當てはめると固定資本の未償却残高に該當する。かくの如くして年々の固定資本の未償却残高が利子を生むものと、假定され、その利子の總額と最初の固定資本投下額との合計が償却を要する金額となるのである。前の例で云へば、九九〇圓は年金現價に相當し、なほこの上に毎年の残高に對する利子を加へたものが年々に分割して償却されるわけである。従つて、年々の償却費は前記利子額だけ多く計上される勘定である。いま計算例を以て示すと次の如くである。²⁾ 前提は同前。

年 金 法

年度	償 却 費	利子収入	正 味 償 却 額	帳簿残高
1	128.71	50.00	78.71	921.29
2	128.71	46.07	82.64	838.65
3	128.71	41.94	86.77	751.88
4	128.71	37.60	91.11	660.77
5	128.71	33.04	95.67	565.16
6	128.71	28.26	100.45	464.71
7	128.71	23.23	105.48	359.23
8	128.71	17.96	110.75	248.48
9	128.71	12.42	116.29	132.19
10	128.71	6.58	122.13	10.00
	1,287.10	297.10	990.00	

$$\text{償却費} = \frac{(1,000 - 10) \times 5\%}{(1 + 5\%)^{10} - 1} + 1,000 \times 5\% = 128.71$$

2) 太田哲三、前掲書、p. 121.

この計算例についてみると、毎年の償却費は二二八・七一圓であるから、直線法の場合に比して二九・七一圓だけ多いことになる。然し、この超過額は毎年の元本残高（未償却残高）の運用から生ずる利子収入によつて差引されるものと假定されるから、損益計算に課せられる正味負擔は總計、九九〇圓であり、直線法の場合と等しい。たゞ、未償却残高は初年度に大であるから、これに對して計算される差引利子も初期に大であり、従つて損益計算に課せられる正味償却額は遞増的のものとなつてくる。然し、減債基金法の場合と同様に、遊離された貨幣資本が經營内で使用せられ収益をあぐるものとすれば、この収益は正味償却額の遞増と並行的に増加するから、相殺的に作用し、結局、損益計算の各年度の負擔を公平ならしめることになる。年金法は以上のやうな主張の上に立つのである。

いま、減債基金法と年金法とを對比してみるに、一方は遊離した既償却貨幣資本に利子を見積り、總額二〇二・九〇圓の利子収入を基金に繰入れてゐる。従つて、それだけ減償却費を輕減することになる。然るに年金法は未償却の固定資本残高を年金の運用元本と同一視し、従つて利附資本と同一視するから、元本残高（固定資本残高）に對する利子収入總額二九七・一〇圓を計上しなければならない。しかもこの利子収入は元本と合して、年金（減償却費）として支出しなければならないのである。従つて、利子収入だけ却つて減償却費が増大するのである。このことを反面から云へば、年金法の減償却費の中には固定資本の消耗額の外に年々の固定資本残高に對する利子原價が含まれてゐることを示す

のである。

然し、年金法に於ける利子原價の負擔は反面に於て、利子收入の假定によつて相殺され、減價基金法に於ける償却費の軽減は反面に於て、利子收入の基金繰入れによつて無効にされる。従つて結局のところ、年々の損益計算に對する正味償却負擔は兩方法とも全く等しい結果となるのである。然し、勿論、兩方法の據つて立つところの基礎は全く異つて居り、且つ原價計算に對する關係も著しく相違するのである。

以上によつて、大體、複利計算を用ふる二方法を説明したが、こゝに問題となるのは第一に、兩方法の理論的根據がどこまで減價償却の本質に適ふものであるかと云ふ點である。第二には兩方法が損益計算及び原價計算にとつて有する意義如何である。また、兩方法の解釋についても必らずしも意見の一致があるわけではない。以下、これらの點につき諸家の論争乃至は主張を吟味しつゝ、究明を加へたい。

二 二つの論争をめぐつて

減價償却に複利計算を應用することの可否については種々の見解があるが、こゝでは二つの論争を中心として考察をすゝめようと思ふ。論争のその二はバツソウミシツフとの間になされたものであり、減價基金法を中心とする論議である。なほ、この論争についてはレーヴェンシュタインの批評があるから

それらについても一瞥を加へることとする。次にもう一つの論争は我國の太田哲三教授と三邊金藏教授との間に交されたものであつて、主として年金法に關聯する。そしてこの論争は複利計算法に對するリークの所説を中心とすると見うるから、我々はリークの見解にも言及するであらう。

(1) Passow 對 Schiff

パツソウは減價償却とそれ以外の可能な操作との混同を厳しく拒否するのであるが、かゝる混同の一事例を彼は減價償却に於ける複利計算の應用に見出すのである。従つてパツソウは複利計算法に反對の意見をもつものである。いま彼に従ふと、この問題を考察するに際し、二つの場合を區別しなければならぬ、と云ふ¹⁾。その(一)は、固定資本の減價額の全部が減價償却によつて償はれるのではなくて、償却費の總額と償却基金に對する複利々子との合計が固定資本の總減價額に等しければよいと考へるものである。これは我々の減價基金法に該當する。その(二)は、固定資本の減價額全部を減價償却すべしと考へるのであるが、然し、複利計算を應用することによつて、減價償却の負擔を初年度に軽く、後年度に重く配分しようとするものである。これは一部分、我々の年金法に相當する。

第一の場合、即ち減價基金法に對する彼の反對意見は次の點に存する。即ち、「この方法に従ふときは(年利率四パーセントとして)五〇年の使用壽命をもつ一建物に於て、その建設費價値の全部でなく

1) R. Passow, Die Bilanzen der Privaten und Öffentlichen Unternehmen. Bd. I., 3te Aufl., 1921. S. 207.

して……僅か三一・五パーセント即ち、三分の一足らずが全経過期間中に償却されるにすぎない。一〇年の使用壽命のものに於ては總償却額は建設費價値の八パーセントにすぎない。」何故なら減償償却基金から生ずる利子額だけ償却費が低下されてゐるのであるから。従つて、この方法によれば「減償償却は不當にも過度に低く見積られ、償却さるべき額が使用壽命期間中に完全に償却されることが決してない」³⁾。かくの如く、パツソウは減債基金法に於て計上される減償償却費は固定資本の價値消耗を償ふに足らないと考へるのである。勿論、複利々子がこれに加算せられることになるのであるが、彼はこれをも減償償却と結び付けることを考へないのみならず、なほ後述のやうに、かゝる利子の成立の必然さをも否定するのである。

これに對して論敵シッフは次の如く云ふ⁴⁾。即ち、人が固定資本の消耗を償却する際に、「減償償却を一括して減償償却として示すにせよ、或はその一部分を『減償償却』として、残りの部分を『複利々子』として示すにせよ、いづれの場合に於ても、こゝでは彼の所得を減することが問題である」ことには變りはない。即ち、シッフは固定資本の減償額に相當するものが現實に、償却費及び利子として總所得の中から控除され、回収されてゐる限り、パツソウの如く云ふのは誤解であると云ふのである。

さて、このパツソウとシッフの對立を仔細に吟味してみるに、そこには減償償却の概念に對する原理的な對立が示されてゐるのがわかる。即ち、パツソウは固定資本から生産物への價値移轉過程を重視し

2) Passow, a. a. O. S. 208.

3) Passow, a. a. O. S. 210.

4) E. Schiff, Die Zinseszins bei Abschreibungen und die Wirkung der Abschreibung. Zeitschrift f. Handelswissenschaft und Handelspraxis 1910. Heft 8, S. 275.

減價償却を單純に費用と考へてゐる。従つて、パツソウに於ては生産物價值の中で固定資本消耗部分が占めるところの價值量が正しく把握され、原價要素としての減價償却が正當に認められてゐる。然るにシツフは逆に價值回收過程から問題を見るのである。従つて、とも角、總收益の中から固定資本の總價値が再回收されよばよいと考へる。然るに、その總收益の中には減價償却基金からの利子収入も含まれてゐるわけであるから、この利子と合はせて固定資本價值に等しくなるやうな額を以て償却費となしうるのである。然しかくすることによつて、成程、損益計算からは固定資本價值相當額が留保され得るかも知れないが、生産物價值の中に於て、固定資本の消耗部分が占める價值量、即ち原價要素としての償却費が正しく把握され得ないことになる。その結果、もしかくの如き原價計算によつて販賣價格が決定されたとすれば、基金利子の負擔に於て、生産物を不當に安く賣ることゝなるであらう。勿論、パツソウが減價基金法は固定資本價值を回收せしめないと云ふなら、それは誤りである。何故なら、前述の如く、とも角、總收益から必要額が控除されるのであるから。然し、その利子額だけ低められてゐる減價償却費そのものは眞實の意味の、固定資本の磨減を、費用を代表するものではない。まづ正しい量の費用それ自身が計上さるべきである。然るのち、その費用の代償として得たる貨幣が休息中に利子を生むことありとしても、それが最初の費用量そのものを變更せしめる理由は毛頭ないのである。事態は價值移轉から價值回收と進行すべきであるのに、シツフはこれを逆行せしめるのみでなく、その結果、價值

移轉そのものを歪曲することになる。この意味で我々はパツソウの減價基金法批判に原理的な正しさを認めることができる。

然し、パツソウもまた大いなる誤りを犯してゐる。即ち、彼は價值移轉過程に固執するのあまり、次に來るべき價值回收過程と更にこれによつて齎らされる基金の形成を見ようとはしないのである。パツソウは減價基金法を拒否するためには前述の如く、固定資本の消耗價值量の絶對性を主張すれば充分であつたのであるが、なほ進んで、利子の成立を否定せんとし、更に基金の形成を否定することによつて誤謬を犯し、不必要な論争を惹起したのである。パツソウは次の如く考へる。即ち、こゝに問題となつてゐるやうな複利々子が生ずるためにはその元本たる財産が存在しなくてはならない。然るに減價償却は固定資本の「減價を計算上に顧慮すること (rechnerische Berücksichtigung) 以外のものではない」⁵⁾。それは單なる費用の計上であつて、それに對應的な資産を拘束するものではない。もし企業が損失を生じたとせよ、減價償却が行はれて居つても對應的な資産を形成することはないであらう。また固定設備の建設が借入金をして行はれて居り、固定設備の壽命の終了と共に事業も終了するが如き場合には償却の進行につれて借入金の返済が行はれるであらう。然る場合には資産が拘束されることは考へられない。まして減價償却が固定設備再調達の手段を蓄積する作用をもつと云ふのは誤りである。減價償却は資産を拘束しない。故に利子を生むことはない。このやうにパツソウは主張するのである。⁶⁾

5) Passow, a. a. O. S. 204.

6) Passow, a. a. O. S. 202—205.

然し、この見解は夙にシッフがレーム (Rehm) の見解として否定したところのものと同じものである。即ち、レームは減價償却を以て單なる消極記號を有する數的大いさであり、帳簿上に構想された貸方勘定項目にすぎないとし、従つて凡そ利子の如きは問題とならない、と云ふのである。然し、この見解はシッフの批判をまつまでもなく誤謬である。パツソウが損失の場合には財産拘束を生じない、と云ふが如きは何の論證にもならない。財産を拘束すべき筈のものが然かし得なかつたから損失なのである。また、企業解散等、例外的の場合を前提するのも正しい方法ではない。

減價償却は、その額だけが利潤として經營の外に分配されることを防ぐものである意味に於て、當然資産を蓄積しこれを拘束するものと云はねばならない。だからシッフが、「減價償却は補償財産を集積する作用をもつ。但し作用をもつのであつて目的をもつのではない」と云ふのは全く正しい。然し、その故に、複利々子額だけ減價償却を低下せしめることの誤りなるは前述した通りである。減價償却基金が利子を生むこと、固定資本の消耗とは相互に獨立した一行程である。

然しながら、償却の進行と共に基金が増大し、それにつれて利子収入の増加、もしくは——基金が營業の擴張に利用されるなら——餘分の利潤を齎らすことになるであらう。然るに問題となる固定資本の機能は全期間を通じて一定であるとするれば、同一の固定資本設備から生ずる収益が年によつて異ると云ふ結果を生ずる。いま、複利計算の應用はかゝる収益の不平等を矯正する効果をもつと云はれる。然る

7) E. Schiff, Die Wertminderungen an Betriebsanlagen in wirtschaftlicher, rechtlicher und rechnerischer Beziehung. 1909, S. 63.

8) Schiff, Zeitschrift, a. a. O. S. 276.

に、パツソウはこの効果についても異論を挿むのである。それは彼が擧げてゐる第二の場合——即ち、消耗の全額を償却するのだが各年度の負擔を異ならしむるために複利計算を用ふる場合——の批判に於て述べられてゐる。その主張は極めて簡單である。即ち、既述の如く、彼は減價償却は必らずしも基金を形成せしめないと考へるのであるから、償却額の累増が利子收入によつて相殺されると云ふことはあり得ないと主張せねばならないわけである。然し、この批評は彼の前提そのものが誤りなのであるから立入つて問題とするに及ばない。これに對するシツフの反駁は正しいが、それもこゝには言及することを省かう。

要するに、パツソウ對シツフの論争の検討は我々に、減債基金法は費用（原價）としての減價償却を正しく把握するものではない、と云ふ結論を教へた。費用（原價）としての減價償却を絶對的に保持した點に於てパツソウは正しく、基金の形成と利子の可能を否定した點に於て彼は錯誤に陥つてゐると云ひうる。而してシツフの功罪は正さにパツソウのそのの逆に當る。

(2) Löwenstein の見解

前項の論争を總括的に批判しながら、新しい別の視點を提示したものにロエーヴエンシュタインがある。¹⁾ 彼はシツフの見解を全面的に支持しつつ、減價償却は財産を拘束すること、かゝる財産は何らかの

1) R. Löwenstein, Der Einfluss der Zinsen auf die Abschreibung. Zeitschrift f. Handelswissenschaftliche Forschung, 1921. Jg. 15. S. 371—389.

形で經營に餘分の収益を齎らすものであることを論じ、次いで特異な仕方で減債基金法の計算の正當さを論證するのである。

彼はまづ、一〇萬圓の資本金の全部が固定資本に投下されてゐる場合を構想し、この資本に對し年々五パーセントの利子が支拂はれるものと考へる。更に固定資本の廢殘價值を零、耐用年限を一〇年とし毎年減債償却額を年利率五分の減債基金法によつて七、九五〇圓と定める。なほ彼の構想では生産物の原價のうちには減債償却費の外に固定資本價值に對する利子原價五パーセントが見込まれることになつてゐる。そして、この原價は何れも商品の價格から回収される建前である。

かくして、他の一切の要因を無視すれば、營業第一年の終末に於てこの企業家は商品の賣上によつて(一)減債償却費七、九五〇圓、(二)利子原價五、〇〇〇圓(三)及び商品原價に對する若干の利潤割増、を受入れ、支出としては(一)同額の減債償却費と(二)資本主へ支拂ふべき利子五、〇〇〇圓を支拂つてゐるであらう。次に第二年度の終りを見よう。この期に於ても支出は前期と同様であつて、(一)償却費七、九五〇圓、(二)資本利子拂五、〇〇〇圓が支出せられる。然し、収入の側は第二年度に於ては若干變化し、且つ、こゝで二つの可能性が區別されねばならなくなる。その區別とは固定資本價值に對する利子原價の基準を何に求めるか、と云ふ點である。蓋し、固定資本は第二年度に於ては一部分償却を受けてゐるのであるから、利子原價を最初の投下資本價值 (Anfangswert) につき算出するか、償却額

を控除せる残高價值 (Restwert) について求めるかの二途を生ずるからである。そこで (a) 投下價值によるときは、この期末の収入は (一) 償却費七、九五〇圓、(二) 利子原價、五、〇〇〇圓、(三) 利潤割増 (以上商品原價として) (四) 償却基金利子三九七圓となり、この利子は更に基金に繰入れられることとなる。この方法に従へば第一年度の計算と全く同一の結果を示す。然るに (b) 残高價值によるときは、(一) 償却費は同上であるが、(二) 利子原價は固定資本残高、九二、〇五〇圓に對する五分、即ち、四、六〇三圓となり、(三) 利潤割増、(四) 基金利子三九七圓を加へて——利潤割増を不變としても——なほ第一年度に比して三九七圓の収入減を生ずることになる。蓋し、固定資本残高の減少しただけ利子原價が低下し、それだけまた販賣價格も低下したと前提されてゐるからである。ところで、(a) の場合には利子原價五、〇〇〇圓の収入を以て資本主への利拂五、〇〇〇圓が支拂ひ得たのであるが、(b) の場合に於ては利子原價四、六〇三圓の収入を以てしては資本主への利拂になほ三九七圓を不足することになる。然るに、この不足額は丁度、一年度に於ける基金利子に該當する。そこで、(b) の場合には基金利子が資本主への利拂の不足分充填のため轉用されねばならなくなる。然し、かくするときは基金への利子繰込めが不可能となり償却基金は固定資本耐用年限後、一〇萬圓に充たなくなる。故に固定資本残高について利子原價を見込む場合、即ち、第二年度に於て三九七圓の収入減を生ずる方法を用ふる場合には、年償却費は七、九五〇圓と計算さるべきではなくて、一〇、〇〇〇圓と計算

されねばならないであらう。何故なら、基金利子に相當する額が年々基金に繰入れられる前提の下に於ては年々の償却費は七、九五〇圓を以て足るのであるが、その基金利子が年々、資本主の利拂へ流用されるにすれば、七、九五〇圓では不足であるからである。

ロエーヴエンシュタインは以上のやうな計算例を基礎として次の如き結論に到達するのである。

即ち、「減償償却に於ける利子計算（こゝでは減債基金法——引用者）の問題はいまや、設備資本の利子を如何に原價計算に持込むかと云ふ問題に移つたのである。即ち、第一の方法——Anlagen-Anfangswertverzinsung——に従ふならば複利計算を用ふべきである。第二の方法——Anlagen-Restwertverzinsung——によるならば複利計算は無視すべきである。」²⁾

では何れの方法を用ふべきであるか。彼は問題を固定資本の生産能率の推移如何にかゝわらしめる。即ち、一般に固定資本の耐用年限の測定に於ては、その第一年度の能率と最終年度の能率とは殆んど差等なきものである。従つて減償償却の進行にも拘らず、生産條件は不変と見るべきである。然らば固定資本原價を年度の進行と共に低下せしめ生産費を變化せしめるのは不當である。故に、生産能率の低下傾向が大であるか、または修繕費増加傾向の大である場合の外は原則として投下價值利子原價 (Anfangswertverzinsung) を採用すべく、従つて複利計算 (減債基金法) を採用すべきである。

以上、ロエーヴエンシュタインの論證を紹介したのであるが、この論證の致命的な缺陷は個別的生産

2) Löwenstein, a. a. O. S. 378.

物原價イコール商品市價と考へてゐる點である。その結果、個別的利子原價の低下と共に商品市價も低下し、従つて企業収益も低下すると前提されてゐる。然し、この前提は全く恣意的なものである。蓋し、個別的利子原價の計算は個別企業内部に於ける計算的操作にすぎないのであつて個別企業の固定資本残高の減少に伴ひ利子原價の低下すると云ふ事情は何ら社會的な過程としては現はれ得ないからである。従つてまた生産物市價をそれだけ低下せしめることにならないからである。彼の主張は全重量を以てこの前提にかゝつてゐる。従つて、この前提の崩壊と共に彼の論證も破れる。かくして彼の研究は何等、パツソウ對シツフの論争に新展開を與へたことにならなかつた。然し、彼がこゝに固定資本に對する利子原價の問題を提出し、利子計算は殘高價值によるべきか投下價值に依據すべきかを問題にしたのは慥かに視野の一展開を意味する。それは次に攻究する年金法の問題への一つの橋渡しとしての意義をもちうると云つてもよいであらう。

(3) Leake の 所 説

減價償却に於ける複利計算の應用に對し、あらゆる角度から反對意見を述べるものにリークがある¹⁾。後に取上げると太田三邊論争に於て三邊教授はリークの見地に依據される個所があると思はれるから、まづ、リークの主張をこゝに窺ふこととする。

1) P. D. Leake, Depreciation and Wasting Assets and their Treatment in Computing Annual Profit and Loss, 4th ed., 1923.

複利計算の應用に對する彼の反對根據は三點に歸着するやうに見える。その第一は、年々の企業收益に課せられる負擔が毎年不平等となると云ふ點にある。これはいはゞ損益計算的視點から見たものである。その第二は、時々固定資本價值 (the then value) の正しい算定が不可能となると云ふにある。これは財産計算の見地から云へるものであつて、一部分、原價計算にも關係する。その第三は年金法に於ける複利計算が全く假構の上に立てるものであると云ふ點。——これは、減價償却の本質の解釋に關係すると共に、損益計算にも關聯する。また固定資本殘高にのみ利子原價を認むることが不當であると云ふ點。——これは原價計算の見地から見たものである。以上の反對根據のうち、第一と第二は共に年金法及び減價基金法の兩者に該當し、第三は主として年金法に拘はるものである。ところで、この反對根據のいづれもが年金法に當つてゐるので、私は以下に於ては便宜上、年金法を中心として説明を展開し、必要な個所に於てその都度、減價基金法に言及しようと思ふ。

さて、既述の如く年金法は年々の固定資本未償却殘高に對して複利々子收入を計上するものであるが、リークはまづ、かゝる殘高利子計算が年々の企業利潤に如何なる効果をもつかを吟味する。然るに、屢説の如く年金法に於ては年々の減價償却費は同一額であるが、固定資本殘高は年々減少するから、それに對して計上される利子收入も年々減少する。いま、年金法ではかくの如き遞減する收入が、反對記入によつて、年々同一額に止まる償却費から差引かれるのであるから、年々の損益計算に課せられる實質

上の減償償却費負擔は遞増することになる。(かくの如き實質負擔の遞増は減債基金法に於ても年金法と全く同一経過をこることは既に述べた。)然るに年金法に於てはたとへ固定資本残高が年々遞減するとしても、固定資本の能率は不變であり、従つて年々の總収益も不變と見なければならぬから、實質償却費負擔遞増の結果、毎年の純収益は初年度に大にして後年度に小となることになる。もしも、企業の總収益が固定資本未償却残高に比例し、残高の大なる初年度に大にして、残高小なる後年度に小であるとするれば上述の如き純収益の遞減は首肯できる。然し、固定資本の収益能力は償却高の如何に拘らず不變と見ねばならぬ。従つて比較的多い初年度の純収益は、實は、後年度の利益の一部分を犠牲にして初めて可能となるのだと云ふ結論に導く。「將來得らるべき筈の利潤を……利子名儀で前取りするのは認容しがたい」²⁾。以上の如くリークは主張するのである。

このリークの見解は固定資本の齎らす収益は既償却額の如何に拘らず同額である、と云ふ點では正しい。従つて、その點にのみ着目する限り、實際償却費負擔の遞増を指摘せるのも正しいと云ひうる。然し、固定資本の齎らす収益そのものは同一であるとしても償却の進行につれて生ずる基金の齎らす利子収入は遞増しなければならぬ。そして、この二つの収益は何れも損益計算に持込まれるのであるから企業の總収益は結局、遞増することにならう。だから實際償却負擔は遞増しても反面に償却基金からの利子収入が遞増してゐるのであるから、結局、損益計算に對する負擔は各年度均等であり、初年度が後

2) Leake, *ibid.* p. 40.

年度を犠牲にしてゐるとは云ひうべきではないことになる。

然し、リークと雖も償却基金から生ずる利子収入を看過してゐるものではない。彼は初年度が後年度を犠牲にしてゐる、と云ふ結論を與へたのち、基金利子の問題をとりあげて次の如く論じてゐる。その第一の論點は、基金の形成とそれより生ずる利子の増大は定額法の場合にも起るのであつて、この場合の利子収入を複利償却の場合の利子収入と比較するに、總額に於て近々五パーセント以内の差を生ずるのみである、と云ふのである。が、このやうな説明からは何ら、基金利子の作用を無視しうる結論は生れて來ない。従つて、この點ではリーク自身も積極的な説明を加へてゐない。然し、第二の論點に於ては彼は甚だ強硬である。彼は云ふ³⁾。「一定の資本を投じて營業を繼續してゐる企業 (going concern) に於ては、……減價償却に充當するため収入から留保された貨幣は、通常、直ちに他の設備財産の購入に用ひられて、『固定』資本投下量を維持するか、または『流動』資本投下の一部分として他の形で用ひられる」と。勿論、こゝで償却基金が營業の擴大や流動資本に流用される場合は、借入金や信用の節約乃至は生産規模の擴大等の形態で餘分の収益を生むことになる。従つて營業擴大や流動資本に流用される場合の引證は全面的には、リークの論據に役立ちうべきではない。然し償却基金が、順次に固定資本に再投下される場合は考慮に價ひする。

リークはかう云ふ⁴⁾。企業が漸次的に擴大されて行つた後に於て、或る年度の固定資本總在高は耐用年

3) Leake, *ibid.* p. 41.

4) Leake, *ibid.* p. 172.

限餘命を異にする各種設備から成立つ。従つて償却された基金は丁度、耐用年限満期に到達した固定資本の代置に用ひられることになる。従つて、償却された額は基金として利子を生むが如くに投資されることは不可能だ、と云ふのである。この點は儘かにリークに一理を存する。もし年々の償却が丁度、年々の代置と一致するやうに固定資本の投下が時間的に、按配されてゐたならば、リークの所説は正確に正しい。そして現實の過程では嚴密にはなくとも、多かれ少なかれこれに類似の経過をとるものとすれば基金利子収入を考慮に入れると云ふことは著しく制限を受けねばなるまい。勿論、各年度の新投資に對して別々の償却基金を設けておくとするれば、事態は複利償却論者の云ふ如く進行するであらう。然し、かゝる煩雜な操作がどこまで實行性をもつかは疑問とせねばならない。かくて、我々は一應、償却の進行につれて生ずる基金利子収入漸増と云ふことを年金法の立前からは理論的に承認しながら、なほリークの述べてゐるが如き企業に於る現實——基金を以てする營業の漸次的擴大、及び償却と代置との交互的進行の可能——がより有力に基金利子の顧慮を無視せしめるのを認めねばならない。實際界に於て複利償却があまり行はれないと云ふ理由もこのやうな點に潜むのではないか。

我々はいまや、リークの第二の反對根據に移行しよう。

この第二の理由は複利償却が固定財産のその時々^の價值を適正に示すか否か、と云ふ點に拘つてゐる。もし消耗した部分が正しく見積られ、その全量を以て償却されてゐるとせば固定財産價值は正しく

表示されてゐるであらう。その意味でこゝでの問題は財産計算並びに原價計算に關聯するものと考へられる。ところで、リークはこの問題を、一九一三年のナショナル電話會社對遞信省長官の訴訟事件に關聯して述べてゐるので、我々も少しくこの訴訟事件について觸れておかねばならぬ。

この事件はかうである。遞信省長官は一九一一年末に於けるナショナル電話會社の全固定資産を「固定資産原價マイナス減價償却高」を以て買受ける契約を有してゐたのであるが、その際、買方は償却高の計算に於て定額法を豫期し、賣方は減價基金法を主張したのである。そして結局、判決は複利法否定を宣したのである。

さて、複利償却による場合にせよ、定額直線法による場合にせよ、固定資本耐用年限の終末に於て、總收益からの留保總額は何れも固定資本原價と等しくなる。然し毎年の實質的償却負擔の配分は既述の如く兩者その経過を異にするのである。そこで、假りに固定資本の耐用年限を二〇年とし、その中間の一〇年目に固定資本の讓渡が行はれるとすれば、總償却費の配分経過如何は重大な影響をもつことになる。リークは云ふ。「減價基金法（年金法も同様である——引用者）は減價償却に對する準備を耐用年限の初年度には遅延せしめ、後年度に於てそれを加速度づける。利子の名儀で正當な準備から控除をなす……ことによつて。」⁴⁾と。即ち、複利償却を用ひた場合には、初年度の償却額は比較的少なく、それは後年度に至つて急増するのである。従つて、初年度には固定資本は比較的多くの殘高を殘すことにな

4) Leake, *ibid.* p. 172.

るのである。この點に關聯して、復利償却論者シツフは次のやうに云つてゐる。「最も實質的な重要性をもつのは（固定資産の）耐用年限中に帳簿價值に基づいて賣却をなす場合、その償却に於て利子を顧慮することである。……利子を顧慮しないで帳簿價值を定めるなら大なる損失を蒙るであらう」⁵⁾。シツフはこの點を以て復利償却の利點の一として擧げてゐるのである。恰かも人は決して固定財産の買手となることがないかのやうに。

ところで、シツフの右の言に關聯して我々はこゝで再び彼の論敵パツソウの主張を思ひ浮べよう。彼は減價基金法は固定資本の消耗額を償却しつくせしめない、と云つた。我々はさきにはパツソウのこの言を一定の制限の下でのみ承認したのであるが、我々はこの場合には、そのまゝ全部を承認せねばならない。即ち、固定資本耐用年限の中間に於ては、必要な利子額の集積が未だ果されてゐないのであるから、復利償却による既償却額は常に實際の既消耗額より小であるであらう。従つて、その限りでは消耗額は償却しつくされては居らず、従つてまた固定資産價值は過高に表現されることになる。かくて、我々はリークの第二の論據は全面的に支持せねばならぬことを知る。

最後にリークの第三の根據に聞くことしよう。

さて、本稿の冒頭に於ても述べたやうに年金法に於ける利子計算は三重の視點からなされてゐる。第一には固定資本の未償却殘高が貨幣資本在高二同一視され、その殘高に對應して利子収入を生むと考へ

5) Schiff, Wertminderungen, S. 68-69.

られてゐる。第二には固定資本未償却残高はそれだけ資本を拘束したものと考へられ資本費を構成し、毎年の残高に對する利子原價が原價要素として計上される。但し、この場合には毎年の利子原價負擔は均等に配分されてゐる。第三には償却の進行につれて生ずる基金の利子収入が暗黙のうちに前提されてゐる。第一の収入と第二の費用とは總額に於て相殺されるが、兩者の年度別配分が並行せずに進行するため、そこに喰ひ違ひが生ずる。が、この喰ひ違ひは第三の収入によつて完全に相殺される。このやうな構造をもつのである。

このやうな利子計算構造のうち、第三の利子については既に前項で彼の反對見解を見た。こゝで述ぶべきは第一及び第二の利子についてである。彼は云ふ。第三の利子觀念についてはそれが、現實に基金が構成せられ、そこから現實の収入となつて現はれる限りでは損益計算で考慮に入れることが許される——そのこと自體の當否は別として。然るに固定資本残高に對する利子計算は全く假構に基づくものであつて、勘定項目間のマニピュレーションにすぎない。商人的計算に於ては現實に授受された利子のみを計算すべきである。このやうに彼は云ふ。そして更に、かくの如き操作は年金法が固定資本と貨幣資本とを混同してゐる結果である所以を指摘する。即ち云ふ。「貨幣が工場に投下されたときには収益は工場の利用からのみ生ずる。」この場合には「恰かも貨幣が函の中に藏ひこまれたと同様、利子の考慮は消え失せる。人は工場について利子を云爲することはできぬ。たゞ貨幣またはそれと類似のものについて

て云ひうるのみである⁶⁾。「企業の利潤が……それ自體、投下資本から生ずる利子……なのである」⁷⁾。

我々は冒頭で年金法の理論的根據は年金の原理に基づくことを指摘し、年金取引は一種の貨幣取引であることを注意しておいた。いま、減價償却にこの方法を用ふことは生産資本たる固定資本を貨幣取引資本と同一視することを意味する。尤も、單に計算方法のみを借ると云ふことは可能であるが、そのため理論的には窮窟な立前へをさらざるを得なくなる。リースがこの點を指摘してゐるのは正しい。

ところで、この點に關聯して後述の太田教授はリースの見解に反對して次の如く述べて居られる。即ち曰く。「年金法に於ける利子は固定資産によりて生ずるに非ずして、之に放資したる金額より生ず。従つて之が資産勘定に借記せらるゝは單に勘定科目の Manipulation にあらずして、それだけ消却すべき額の増加を示すものなり」⁸⁾と。然し、この説明は貸附資本と産業資本との差異を主張するリースの言説に何ら答ふところがない。却つて反對に、利子収入は假定であり、償却必要額として利子原價が考慮に上るのである所以を述べたるものである。従つて、固定資本残高に對する利子収入の計算が假想であると云ふ批難は依然として残るのである。

然し、年金法に於ける固定資本残高に對する利子計算は何らの意味のないものであるか。リースはまづ、固定資本残高の低下につれて、その能率が低下するかどうかを考へる。蓋し、残高と能率が比例するとすれば、残高に利子を計算することが一應、理解されうるから。然し、固定資本の耐用年限の測

6) Leake, *ibid.* p. 172—173.

7) Leake, *ibid.* p. 50.

8) 太田哲三、減價消却法殊に年金法に就て、會計、第四卷 p. 314.

定に於ては能率が全期間中等しいやうに見積られるのが常である。従つて、この考へは許容し得ない。次に彼は固定資本に對する利子計算は異つた生産方法に於ける生産費比較の場合には認容しうると考へる。然し、と彼は云ふ——この場合でも、固定資本に拘束された資本に對し利子を見積るべきならば、他の資産、例へば暖簾、仕入商品、帳簿債權等に拘束された資本にも利子を見積るべきではないか。⁹⁾例へば機械生産と手工業との比較をなす場合には、問題となる固定資本費のみを取上げれば充分であるかも知れない。然し、資本費一般を問題とする場合には流動、固定の別なく最初の前貸額について利子を見積るべきであらう、と。このリークの反對意見は一應のところ、承認できる。然し、流動資本に利子が見積られないと云ふことは何ら年金法の罪ではない。むしろ、こゝでは、もし固定資本に利子原價が見積らるべきであるなら、それは殘高に對してか、平均に對してか、若しくは原價値に對してかど問題である。これについてはさきにローエーヴエンシュタインの主張のうちにも片影が見られた。即ち、彼は取得原價を主張した。リークはこれについては多くを語つてゐない。たゞ、固定資産の壽命消盡と共に終熄するが如き企業 (terminating undertaking) に於ては利子原價は平均資本に課せらるべしと述べてゐるに止まる。¹⁰⁾我々もこれについて、つき進んだ論述をせずにおかう。と云ふのはこの問題は、人が原價計算に於て何を求めてゐるかど云ふ問題の解決を前提とせねばならぬからである。

が、こゝでも一言、太田教授の見解に觸れておく必要がある。屢説の如く、年金法は固定資本殘高に

9) Leake, *ibid.* p. 50.

10) Leake, *ibid.* p. 43.

對して利子原價を見積るものである。いま残高に對して利子原價を計算することが正しいと前提しておかう。すると、かゝる前提の下に於ては固定資本利子原價は年々低下してゆくことになるであらう。が利子原價が年々低下してゆくのは不都合である。寧ろこれは耐用年限を通じて平均的に配賦されるのがよいであらう。而して、年金法は利子原價を平等に振分ける効果をもつものなのである。ところで、さきに固定資本にのみ利子原價を見積り流動資本に然かしないことについて反對意見があつた。太田教授はこれに對して次の如く主張される。即ち、固定資本は年々残高を低下せしめ、利子原價を低めるからこれを平均化するために利子計上の要がある。然るに「運轉資産に對して利子計算の要なきは、之れが各年度平等に回轉するが故に、利子を平等に振分くる必要を生ぜざるを以てなり」¹¹⁾と。この言は儘かに肯綮に當る一言である。元來、年金法は消耗額と共に利子原價を計上せしめる點に於て、減債基金法よりは遙かに多くの理論的強みをもつ。従つて、太田教授が右の如く述べられたことは年金法の辯護に對し有力な武器を提供したものと思维される。然し、利子原價の點以外の構造に於て年金法は、リースの反對した如き種々の欠陥を持つことは否定され得ない。

最後に、リースは年金法が用ひられうべき唯一の場合を指摘してゐる。それは年金資産 (Terminable Annuity) 或は借地權 (Leasehold) の償却の場合である。これらの資産は年々の一定額の貨幣支拂に代へて、その總額を一度に前納したところの貨幣的財産である。然るに、その前納額の計算に際しては複

11) 太田哲三、前掲論文、p. 315.

利計算が應用されてゐるのである。だから、かゝる種類の資産に對しては年金法による複利償却は最も正しい償却を意味することになるのである。リークが年金法をこれらの年金資産にのみ限定したのは正しい。

以上、永々シリーズの所説を述べたが、私は大體に於てリークの見解を妥當なるものと見たいと思ふ。

(4) 三邊教授 對 太田教授

最後に我國で行はれた論争をこりあげよう。三邊教授は複利償却のうち減債基金法について次の如き批評を與へて居られる。即ち、

「減價總額を各年度間に公平に分配すると云ふ見地よりすれば、此は全く正當であつて些しの異議をも容れぬのであるが、併し眞實に近き減價額を求め出して之を消却すといふ立場より之を見れば、此は必ずしも正當と云ふを得ないのである。蓋し年々の減價額が既消却額に對する利子丈け増加し行くが如きことは勿論あり得可きことではないからである。故に吾々は此方法は資産物件の價額を其儘に差し置きつゝ、他の一方に於て之が更新基金を積立て事業外に放資しつゝある場合に限り之を適用す可しと謂はんと欲するのである。」¹⁾

我々がさきにパツツウの主張に於て見、且つ又、固定資産の *Then Value* の評價問題についてのリー

1) 三邊金藏、會計學、昭和5年、p. 211.

クの所説に見た如き、固定資本消耗額の第一義性がこゝにも主張されてゐる。私も三邊教授の見解に賛成せんとするものであつて、この點には差當り問題はない。然し、問題は年金法である。

三邊教授は年金法の意義をリーク説と等しく、借地權の如き資産にのみ限定せんとするものであつてその論證は次の如くである。元來、年金法は本來の減價額に加へて更に固定資本の未償却殘高に對する一定利子を含むものであるが、「此は果して如何なる趣意に基くのであるか」。教授はかく疑問を起されたのち、先づハットフィールドの見解を聞かれるに、ハットフィールドは、それは投下資本利子を原價に加へんとする趣旨に出づるものと説く。然し三邊教授はこの説明を以て不充分と考へられる。何故なら、もし年金法の趣意がそこに存するならば年金法の如き煩瑣な計算法を用ふるの要なく、定率償却法の公式を改造して用ふれば極めて簡單に目的が達せられるからだ、と云ふのである。但し、この場合には年々の償却費は遞減して年金法の場合の如く毎年同額とはなり得ない。従つて、シュミツトの如く利子を加へた年々の償却費が同額であることを要求するものには三邊教授の主張は當らないことになるであらう。が、この點はこゝでは問題としない。

次に教授はデイクシイの年金法辯護の説を反駁される。即ち、デイクシイは年金法に従ふときは實質償却負擔は遞減するが、これは基金からの利子収入が並行的に増加するのに對應するものであつて、却つて損益計算への負擔を平等にする効果をもつ、と云ふのに對し、三邊教授は年金法の精神がもし右の

點に存するならば、年金法の如き手續を要する記帳方法に依らずとも減債基金法の簡便なるに依るに如くはない、と云はれるのである。

かくて教授は、年金法の趣旨は利子原價の算定にあるにもあらず、基金利子收入を平衡化せんがためにもあらず、全く別途の目的をもつものでなければならぬと論斷せられ、借地權資産の如き定期的支拂の全額豫納價格を償却するが如き場合にのみ用ひらるべく、且つ適してゐるのであると結論されるのである。²⁾

太田教授は一般的にはリークによる年金法批評を反批判されつゝ、三邊教授の説にも言及されるのである。が、我々はこゝでは三邊教授の所説に關係する個所のみを問題とする。爾餘の點は既述の個所で多少とも觸れてゐるからとりあげないこととする。さて、問題の論點とは三邊教授がリークと共に年金法を豫納價格たる借地權資産等に限定される點である。いま兩氏に従へば、毎年支拂はるべき一定額の借地料に代へてこれを一時拂を以て豫納するときは、その豫納額は一定利率を以て割引かれてゐる筈である。故にこの資産の償却はすでに割引かれてゐる利子と毎年の消耗分を含まねばならぬが、この場合、年金法が最も事態に正しく適合すると云ふのである。然るに太田教授は、もし上述の主張が正しければそれは通常の固定資産にも適用されても何ら不都合はないではないか。何故なら「總ての固定資産は其の用役を得ん爲めに投資せられしものにして、其の經費は三邊教授の所謂豫納額たる事は同一な

2) 三邊金藏、前掲書、p. 219. 同上、附錄 p. 59 以下、

り。一を可として他を不可となす所以を知る能はず³⁾と云はれるのである。我々はこゝに於て、兩教授の考へられる減價償却の概念、従つてまた固定資本の概念が相互に著しく異なるのを見出すのである。

三邊教授によれば、「減價償却とは……資産物件の存続期間の亘る各會計期に於て其所有享益の必然的結果として……生ずと思はるる減價……を経費に課するを謂ふ、⁴⁾と述べられてゐる。私は教授の定義から、この場合必要と思はれる文句のみを抜き出して右に示したのであるが、この定義に於て注意を要求したいのは、(一)問題の資産が多數の會計期間に亘つて存続すること、(二)長期に亘る利用のうちを生ずる減價なること、以上二點が示されてゐることである。即ち、固定資本の特質はそれが耐用期間中の全期を通じて、使用價值としては、全部的に機能するが、然し、その交換價值は部分的にのみ失ふと云ふ點にあるのであつて、三邊教授の定義はある程度までこの特質を反映してゐるものと見られうる。これに對して太田教授は、固定資産の「買入價格は資産を代表すると云ふよりも寧ろ經費の支拂額なりと考へるべきである」⁵⁾と云はれ、また「ハットフィールドの論する如く、固定資産の原價は一種の繰延費用である」⁶⁾と述べられる、この太田教授の思想は、惟ふに、固定資本と流動資本の區別を不明ならしめる危険がある。元來、固定資本の特質はそれが不可分の一體として、その耐用年限を通じて機能するにある。然るに太田教授の見解に従ふと、固定資本は部分としての費用の單なる集積であると速斷され易い。……ま數ヶ年分の原料が一括して購入されたとしよう。この場合、原料は依然として流動資本であ

3) 太田哲三、前掲論文、p. 307.、太田哲三、年金法解釋に就て三邊教授と相違の點を辯ず、會計、第五卷、p. 79—85. 參照。

4) 三邊金藏、前掲書、p. 166—167.

5) 太田哲三、會計學概論、p. 97.

6) 太田哲三、前掲論文、會計第四卷、p. 297.

る。然し、教授の主張を杓子定期的に當籤めると、右の如き原料貯藏は固定資本と同一視され減償償却の對象となることになる。そして現に、シュマーレンバッツハの如きも、かゝる場合を考へに入れてゐる。然し、これは減償償却概念を不當に擴張したものと云はねばならない。太田教授が支持されるハツトフィールドはこの思想の誤謬を明瞭に露呈してゐる。即ち次の如し。

「地代、利子或は他の定期支拂が前納された場合には、年貸借對照表作成の際に残高あれば前拂地代利子又は保険料は資産として示される。……この場合、機械の減償償却の取扱ひとその會計的操作は實際上等しい。……消耗する生産用具の價值を代表する資産項目は論理上、繰延費用又は前拂費用と等しい……のである。⁷⁾」

この引用文に見えてゐるハツトフィールドの誤謬を指摘すると次の如くである。例へば、保険料は一ケ年間の保險的保護に對して支拂はれる。假りに七ケ年分の保險料が一括して支拂はれた場合、この七ケ年分が一團となつて企業内に作用すると云ふに決してかゝることはない。七ケ年分が一括して支拂はれるのは七ケ年分を一團として作用せしめるためではなく、單に手數の節約のためにすぎないのである。だから、かゝる前拂は當然一定利率で割引かれねばならなくなるのである。企業に機能するのはその時々の一ケ年分だけである。これに反して固定資本はそれが一〇年の壽命のものであつた場合、決してその固定資本の一ケ年の消耗相當部分だけが毎年、營業内に於て機能するのでなくして、機能する

のは不可分の存在としての固定資本の全體である。固定資本は何年分かのサーヴィスの集合であること云ふのは單なる比喩である。勿論、機械の賃借と云ふことはある。そして、賃借料の豫納と云ふこともあり得やう。然し、この場合、償却されるのは機械ではなくて、賃借權である。固定資本が使用價值としては全部的に機能することを理解しないとき、流動資本や前拂費用との混同が起る。従つて、減價償却の不當な擴張が起る。リークや三邊教授が、普通の固定資産と年金資産や借地權資産を區別して取扱はんとされるのはこの意味で正しいと云はねばならない。然し三邊教授が太田教授の批判に對する回答に於て、豫納なる言葉の用法から解決を求めんとされるのは不徹底であつて、むしろ我々のなした如く、固定資本の特質より理解すべきものと思ふ。

三要 約

以上、二つの論争とそれをめぐる諸家の説を検討することによつて、減價基金法及び年金法の概要を明かにし、それに纏はる諸問題を明かにし得たと思ふ。以下、これらの検討によつて得たる結論を述べよう。

(一) 減價基金法は償却費として計上されるころのものが實際の消耗額に及ばない點に於て正しくない。減價償却に於てはまづ何よりも消耗額が正しく把握さるべきで、基金の利子等々はそれ以後の問

題に屬してゐる。再調達資金を集積することが減價償却の第一目的であるのではない。

(二) 減債基金法及び年金法共に減價償却實質負擔は損益計算にとつて遞増的に現はれるが、他面に於て基金利子乃至はこれに相等する収益の遞増があるため相殺せられて、損益負擔は平均化される。この點は兩法の立前へを認める限り承認できる。従つて、この點に關する反對説は當籤らぬ。然し、營業の漸次的擴大とそれに伴ひ生ずる固定資本代置の順列的行進の可能は償却基金の収益による相殺と云ふ過程を著しく制限し、或る場合には全くそれを不可能にする。假りに不可能ではないとしても、基金が營業内に再投下される場合にはその収益は不規則であり、營業外に基金を設定した場合の如くには正確には行かない。従つて基金利子の効果は高々、基金を實際に設定した場合にのみ考慮に入れうべきであらう。然かもこの場合ですら、別の點からの欠陥を如何とも仕様がなない。

(三) 兩法に於ては、固定資産残高は原價值より、年々の實質的償却負擔額を控除したものと示される。然るに、この負擔は初年度小にして後年度大であり、かゝる差等は全く利子計算より生じたものであつて決して、實際の消耗額の差等から來たものではない。その故に初年度に溯るほど固定資産残高は實際の消耗額から考慮した残高より過高に表現されることになる。かくて Then Value の評價を不當ならしめることになる。

(四) 年金法は年金に於ける貨幣取引を前提せるものであるにも不拘、これを生産資本たる固定資本

に應用する結果、固定資本が——しかもその残高が——利子を生むかの如き記帳を行はねばならなくなり、理論的根據を薄弱ならしめてゐる。然し、反面その故に、年金法は貨幣取引から生じた年金資産や借地権資産には應用の可能性がある。だが、固定資本原價は決して固定資本用役の現價ではないから、固定資本には純理論から云へば應用できない。

(五) 年金法は固定資本残高に對して利子原價を計上せしめると云ふ點に、唯一の理論的根據をもつ。而して、企業に於ける固定資本が益々龐大なものとなり、物理的耐久年限も著しく大なるにつれ、利子原價の顧慮は重要となつてくる。

然し、反面に於て上述の如き諸多の欠陥をもつ以上、我々は何も好んで利子原價を年金法による複利償却費と不可分的に計算する必要はない。複利償却費と切りはなして別の方法で利子原價を考慮に上げすことは不可能ではないと思ふ。

これを要するに私は複利償却法に對して疑ひをもつものである。

(昭和十三年十月)